

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延は終息の兆候が見えない中、我が国は、戦後最大の経済危機に直面しており、その影響は地域経済にも及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源が激減することが避けがたい状況である。

地方自治体においては、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られており、巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい財政状況になることは確実である。

よって、国におかれては、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映するとともに、安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。
- 2 地方の財源不足の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。また、令和2年度の地方税収が大幅な減収となった場合、思い切った減収補填措置を講じるとともに、地方消費税交付金を減収補填債の対象に含めるなど弾力的に対応すること。
- 3 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 4 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であるため、制度の根幹に影響する見直しや国の経済対策に用いることは断じて行わないこと。また、このことは都市運営の貴重な財源となる事業所税についても同様とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月12日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣
経済再生担当大臣

宛て

まち・ひと・しごと創生担当大臣